

農林水産業・食品産業の作業安全対策について

令和3年1月



目次

1 背景・現状

(1) 作業安全対策の背景

- ① 就業者数の減少、高齢化 …… 2
- ② 人手不足 …… 3
- ③ 外国人材の増加 …… 4
- ④ 非正規従事者の増加 …… 5

(2) 事故の発生状況

- ① 各分野の年齢層別の発生状況 …… 6
- ② 各分野の千人率 …… 7
- ③ 各分野の事故の種類別内訳 …… 8
- ④ 年齢層別・他産業との比較 …… 9

(3) 農林水産業・食品産業の

作業安全に関する法的位置づけ等 …… 10

(4) 労働者災害補償保険（労災保険）について …… 11

2 事故の事例

- ① 農業 …… 12
- ② 畜産業 …… 13
- ③ 林業 …… 14
- ④ 木材・木製品製造業(家具を除く) …… 15
- ⑤ 漁業 …… 16
- ⑥ 食品産業 …… 17

3 取組

(1) 各分野の取組

- ① 農業（作業安全対策の推進） …… 18

- ② 農業（ほ場整備等を通じた安全の確保）…… 19
- ③ 家畜による事故の防止 …… 20
- ④ 林業 …… 21
- ⑤ 漁業 …… 22
- ⑥ 食品産業 …… 23
- ⑦ 農薬安全に関する取組 …… 24
- ⑧ クロスコンプライアンスの導入 …… 25

(2) 関連した取組

- ① 農業の働き方改革の推進 …… 26
- ② GAP拡大の推進 …… 27
- ③ 農業水利施設の管理、法人化の推進 …… 28

4 作業安全対策に資する新技術

- ① 農業分野 …… 29
- ② 林業・漁業分野 …… 30
- ③ 熱中症対策 …… 31

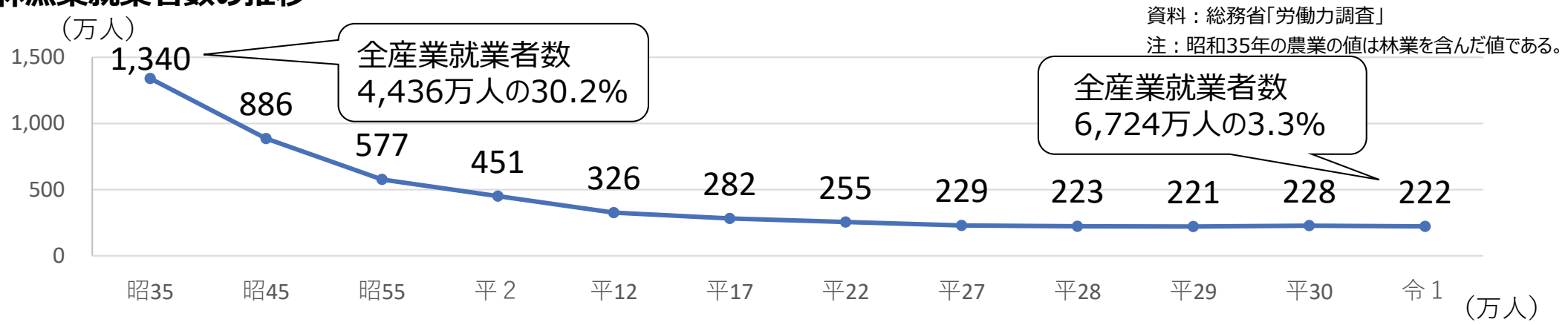
<参考>

- ① 厚生労働省における関連する
令和2年度予算措置 …… 32
- ② 建設業の安全対策に係る国等の取組 …… 33

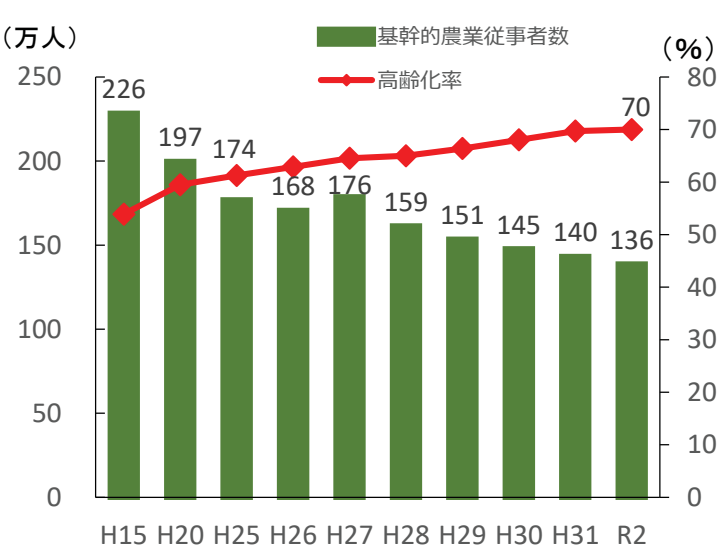
1 背景・現状 （1）作業安全対策の背景 ①就業者数の減少、高齢化

- 農林漁業就業者数は、この半世紀で約 6 分の 1 に減少し、全産業就業者に対する割合は 3. 3 %
- 農業、林業、水産業とも高齢化が進展

○農林漁業就業者数の推移

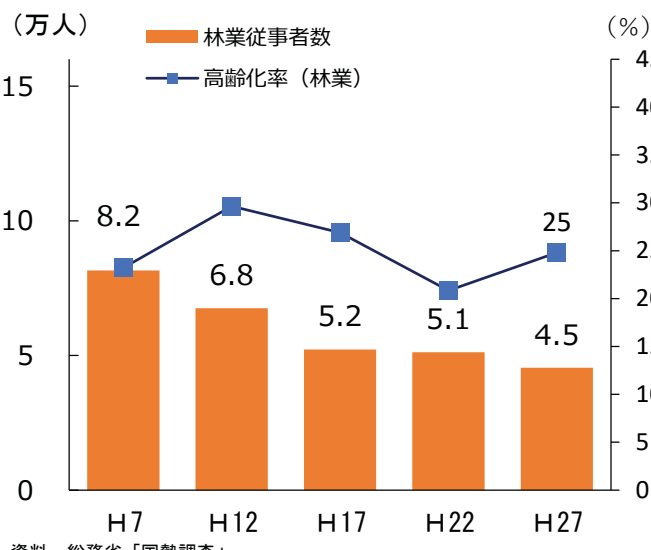


○農業（高齢化率）



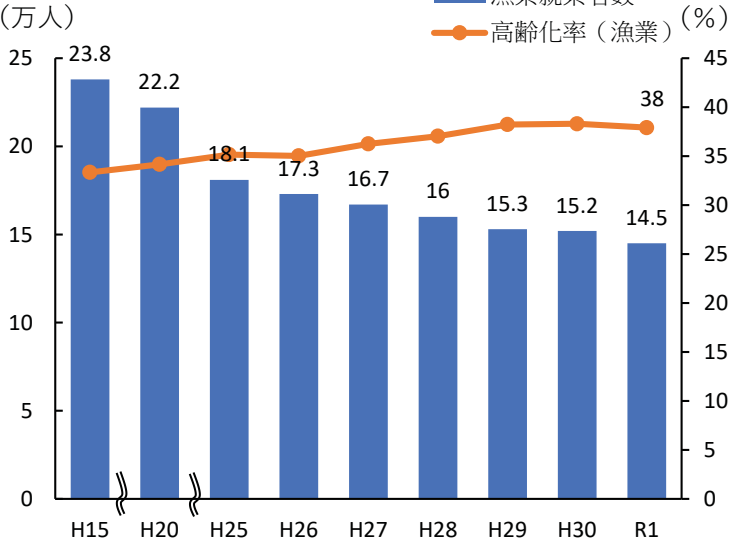
資料：「農業構造動態調査」、「農林業センサス」
注 1：基幹的農業従事者：ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。（家事や育児が主体の主婦や学生は含まない。）
注 2：高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合。

○林業（高齢化率）



資料：総務省「国勢調査」
注 1：高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合。
注 2：林業従事者とは、就業している事業体の産業分類を問わず、森林内の現場作業に従事している者。

○漁業（高齢化率）

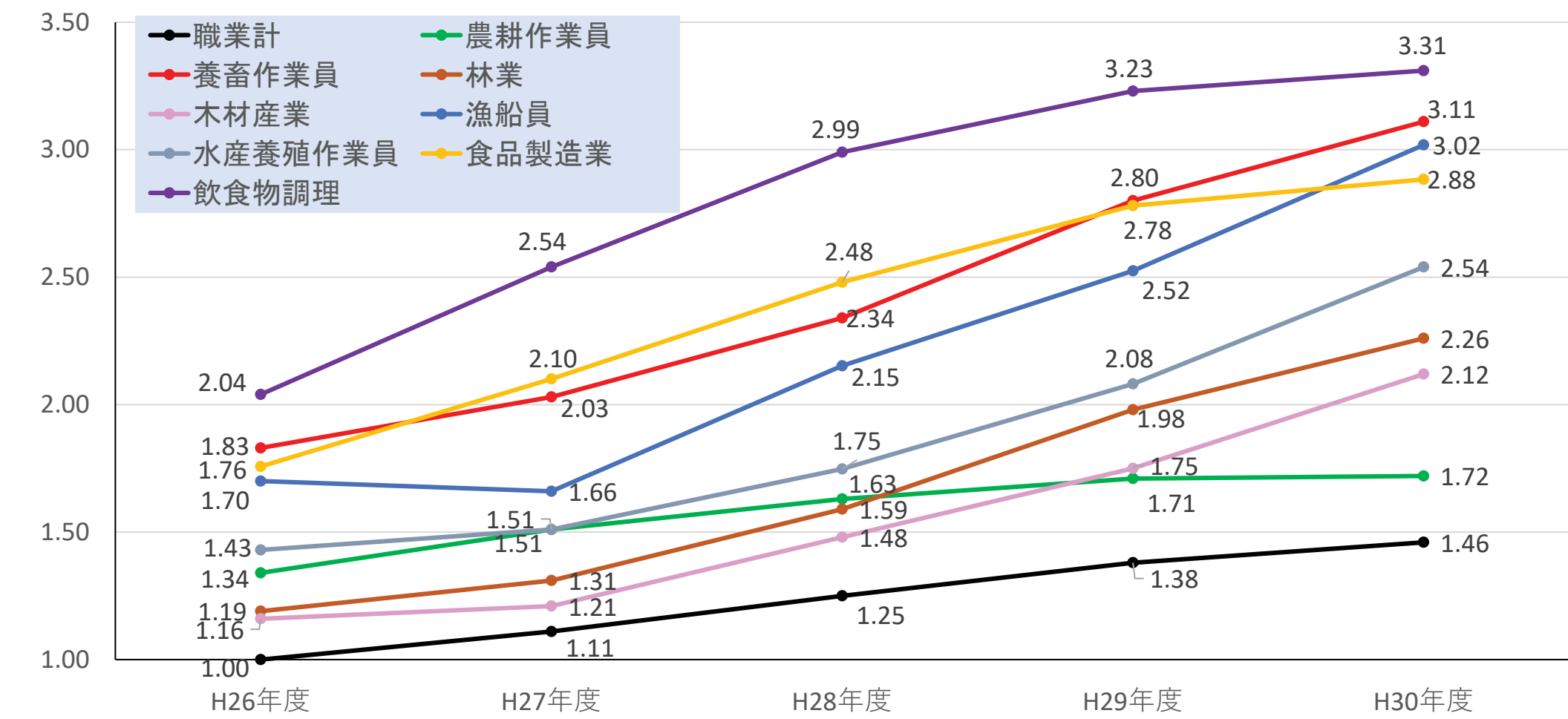


資料：農林水産省「漁業センサス」（平成25(2013)年以前、30(2018)年）及び「漁業就業動向調査報告書」（平成26(2014)～29(2017)年、令和元年(2020)）
注：1)「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
2)平成20(2008)年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。
3) 高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合。

1 背景・現状 （1）作業安全対策の背景 ②人手不足

- 農林水産業・食品産業の各業種において、有効求人倍率が平均を上回る状況にあり、人手不足の傾向が顕著。
- さらに有効求人倍率は年々上昇する傾向。

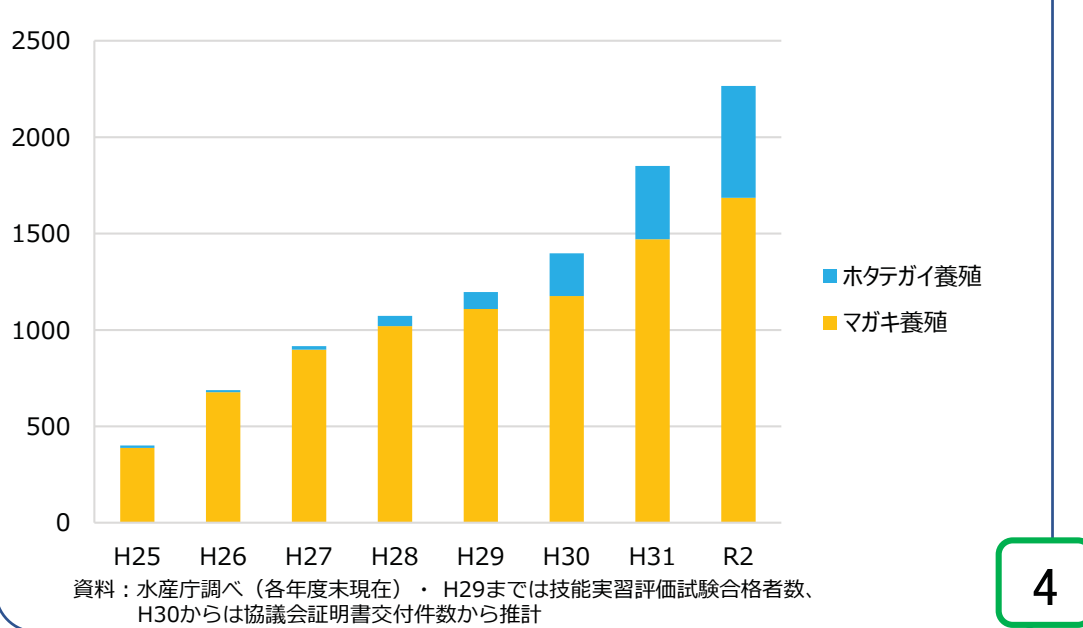
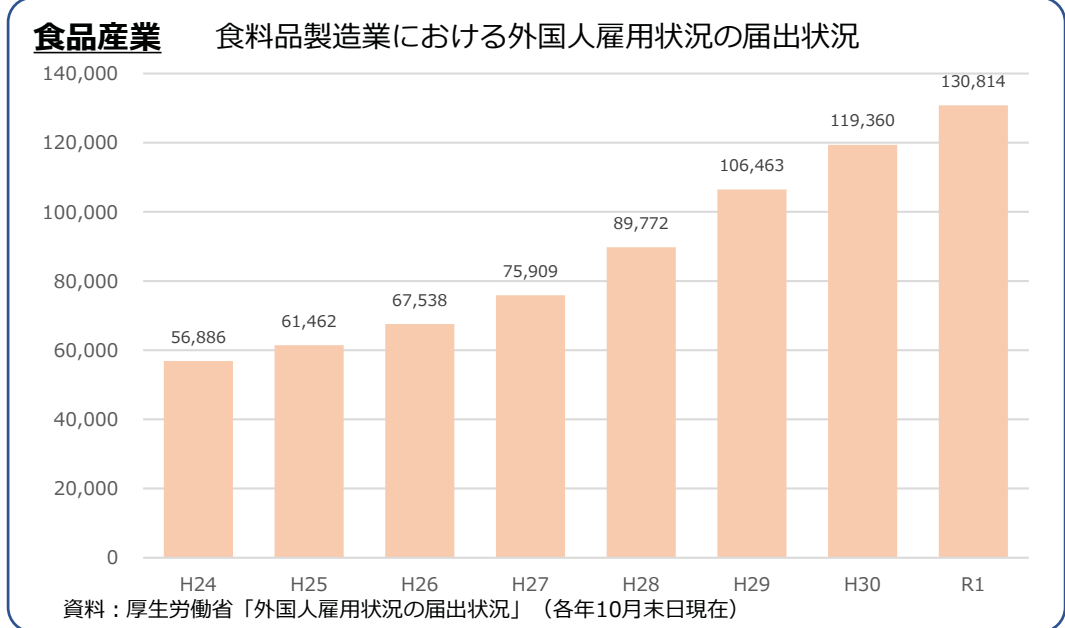
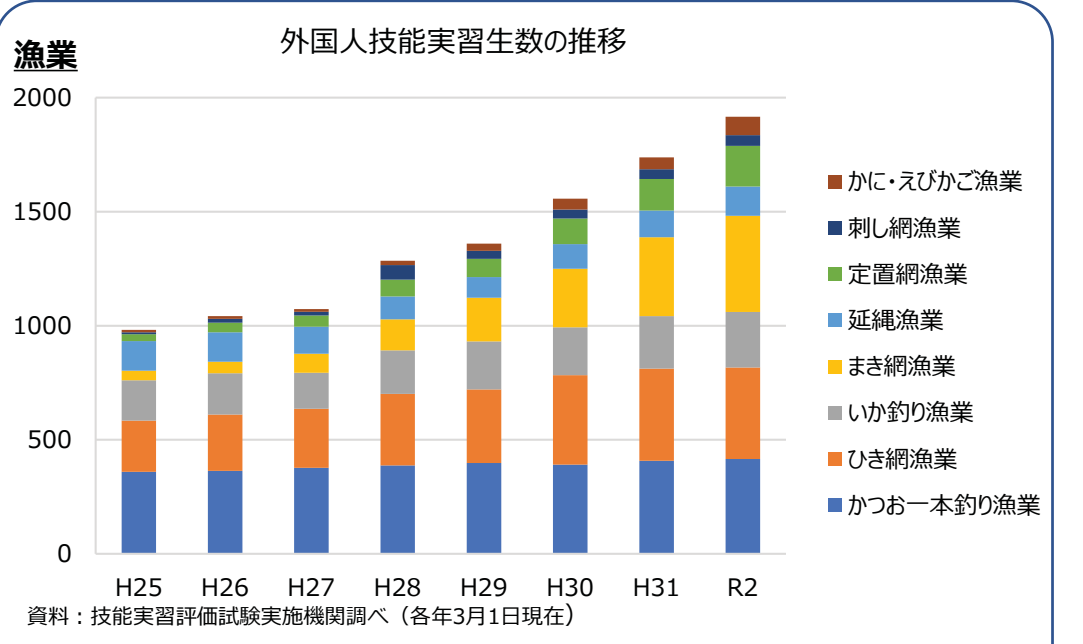
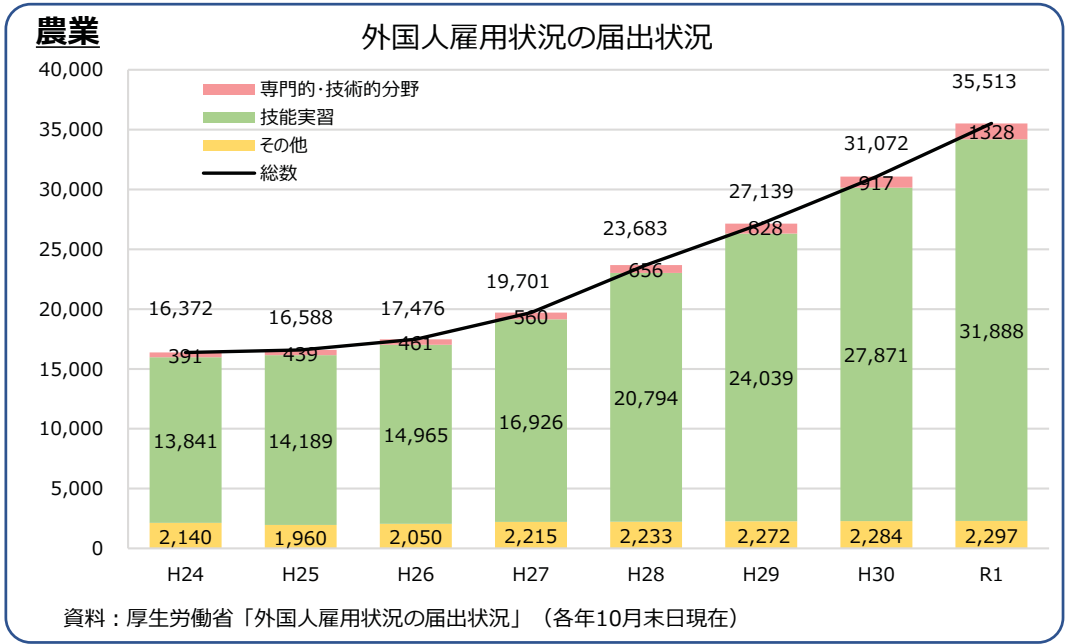
○ 各業種の有効求人倍率の推移



出典：厚生労働省「職業安定業務統計」（「漁船員」のみ国土交通省「船員職業安定年報」）
（注1）新規学卒者及び新規学卒者求人を除く、パートタイムを含む常用の有効求人倍率であり、原数値である。
（注2）職業分類は、H23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく。
（注3）「食料品製造業」は、以下の分類の合計として農林水産省で集計している。
〔 精穀・製粉製造工等、めん類製造工、パン・菓子製造工、豆腐・こんにゃく・ふ製造工、缶詰・びん詰・レトルト食品製造工、乳・乳製品製造工、食肉加工品製造工、水産物加工工、保存食品・冷凍加工食品製造工、弁当・惣菜類製造工、野菜つけ物工、飲料・たばこ製造工 〕

1 背景・現状 （1）作業安全対策の背景 ③外国人材の増加

- 各分野で外国人労働者が増加（林業を除く）しており、作業安全対策の推進については配慮が必要。
- 平成31年4月の「特定技能制度」の創設により、さらに多様な外国人材の現場での活躍が見込まれる。



1 背景・現状（１）作業安全対策の背景 ④非正規従事者の増加

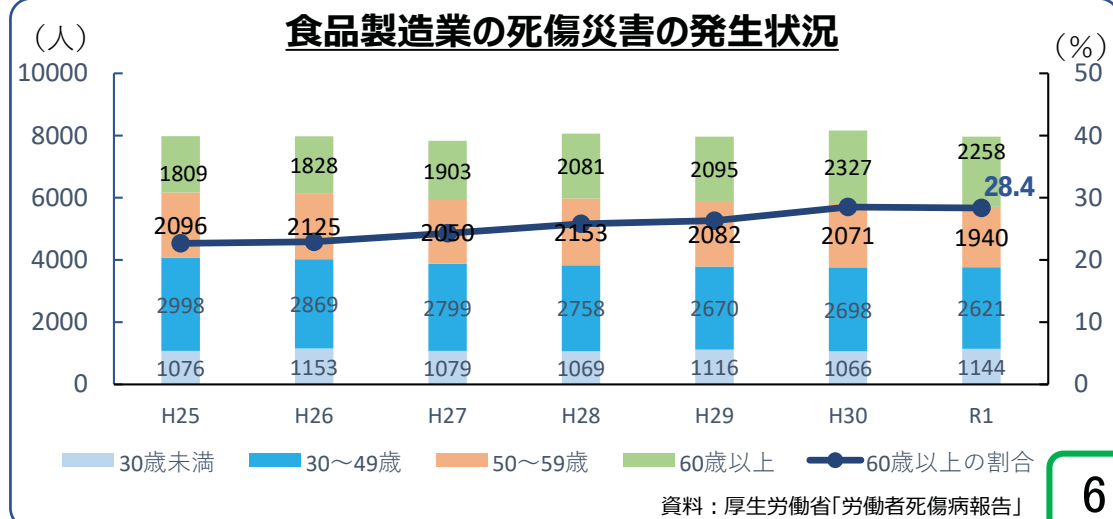
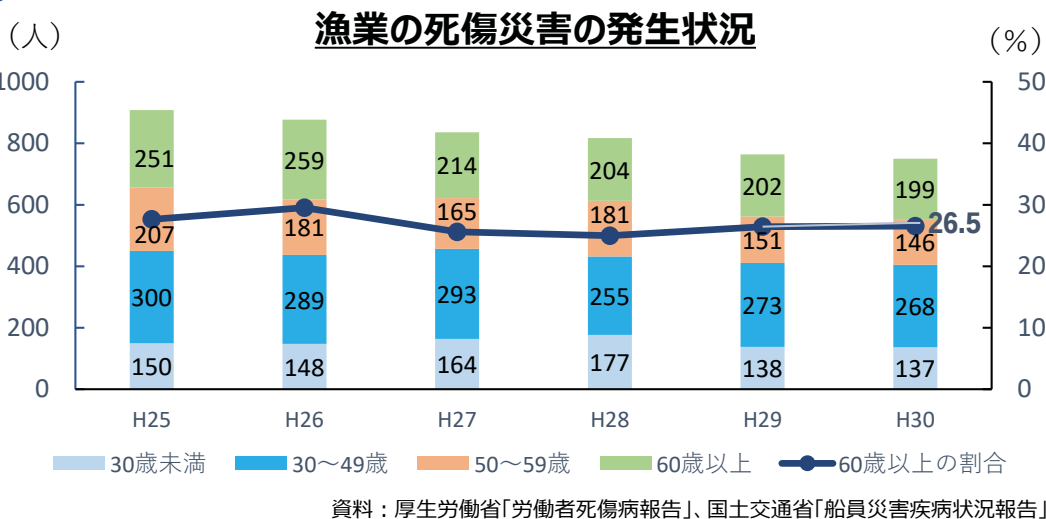
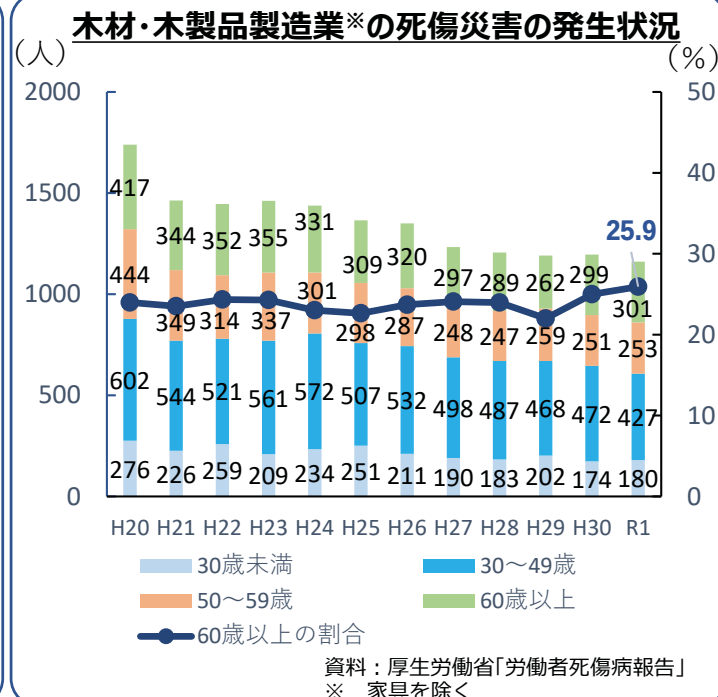
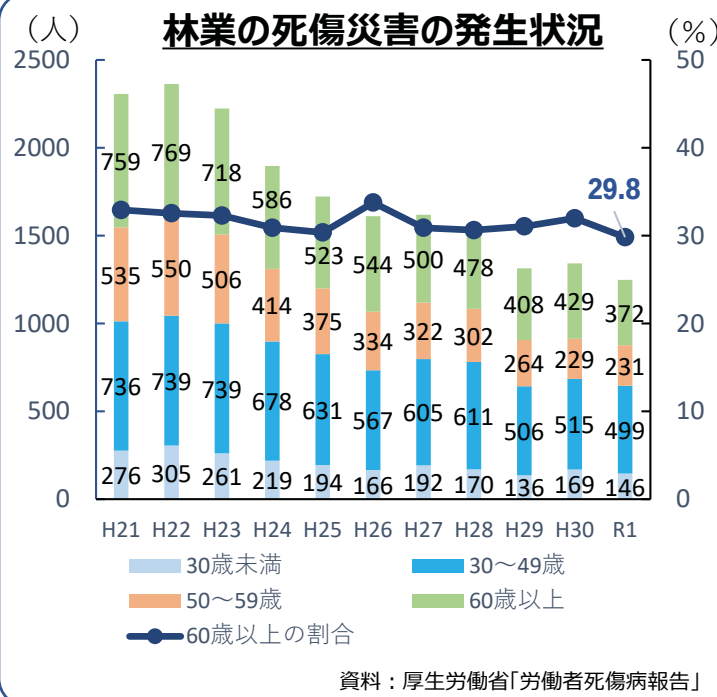
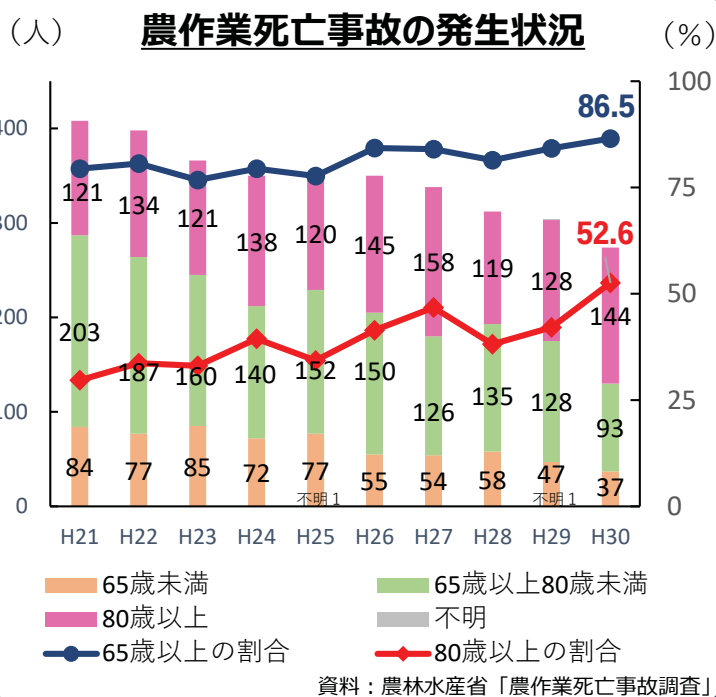
○ 各業種において、就業者に占める非正規従事者の割合が高まっており、特に食料品製造業においては4割以上が非正規従事者となっている。

	H 1 7	H 2 2	H 2 7	備 考
農業	3.8%	8.2%	9.8%	
林業	15.1%	20.2%	17.1%	
木材・木製品製造業 (家具を除く)	7.2%	15.4%	16.6%	製造業の内数
漁業	5.8%	7.6%	8.7%	
食料品製造業	17.5%	46.9%	46.9%	製造業の内数
(参考) 建設業	6.9%	9.8%	9.9%	
(参考) 製造業	8.4%	21.7%	22.3%	
(参考) 総計	12.4%	26.5%	27.6%	

出典：総務省「国勢調査」
H 2 2，H 2 7においては「パート・アルバイト・その他」及び「労働者派遣事業所の派遣社員」を、H 1 7においては「臨時雇い」を非正規従事者とし、総数で割り戻して、農林水産省において非正規従事者の割合を推計している。

1 背景・現状 (2) 事故の発生状況 ①各分野の年齢層別の発生状況

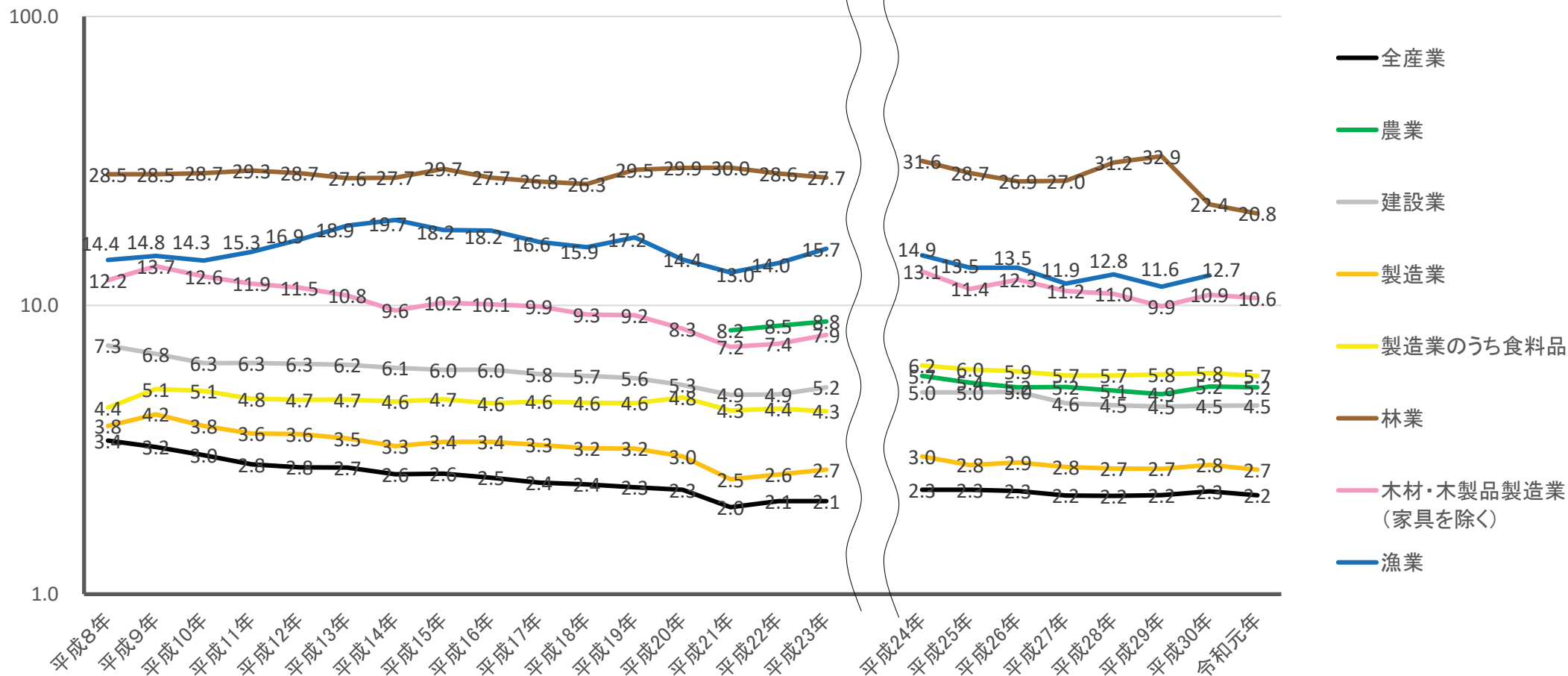
- 農業における死亡事故は減少傾向にあるものの、その事故の約85%を65歳以上が占める。
- 林業、木材・木製品製造業（家具を除く）、漁業、食品製造業においては、60歳以上の死傷災害の発生が約3割で推移。



1 背景・現状 (2) 事故の発生状況 ②各分野の千人率

- 農林水産業の事故発生状況の千人率では、一般的に事故が発生しやすいと想定される建設業と比較しても農林水産業、食品産業とも事故発生率が高く、林業は約5倍も高い状況にある。

業種別死傷年千人率（休業4日以上）の推移



出典：厚生労働省HP（労働者災害補償保険事業年報及び労災保険給付データ（～H23）、労働者死傷病報告及び総務省労働力調査（H24～））、漁業はH24～について国土交通省のデータを使用

注1）平成23年以前と平成24年以降のデータは連続しない（上記出典の通り）

注2）年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

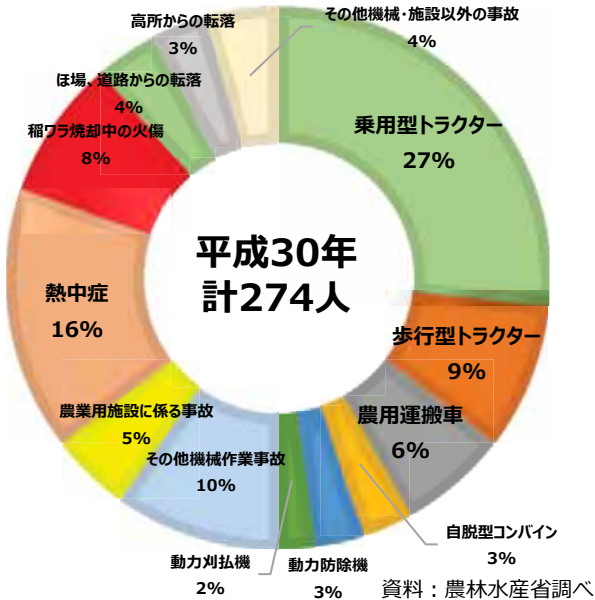
年千人率＝1年間の死傷者数／1年間の平均労働者数×1,000

注3）平成23年の死傷者数には東日本大震災を直接の原因とするものを含まない。

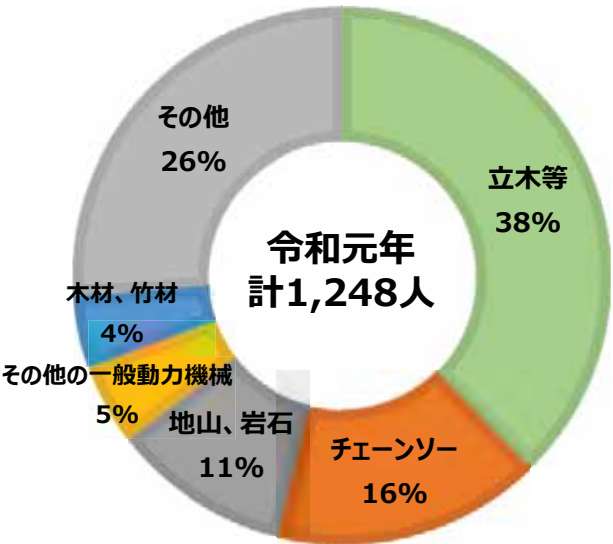
1 背景・現状 （2） 事故の発生状況 ③各分野の事故の種類別内訳

○ 各分野とも、事故原因は多種多様であるが、トラクターやチェーンソーなどの機械を用いた作業中に、稼働部分に巻き込まれることなどが原因となる事故が多い傾向。

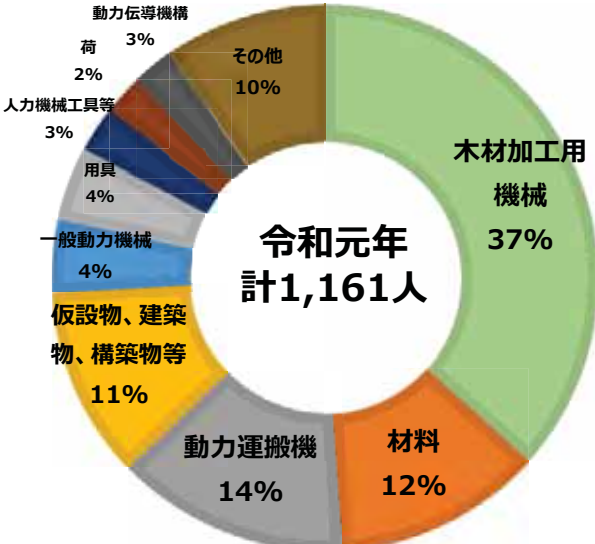
農作業における事故原因の内訳（死亡事故）



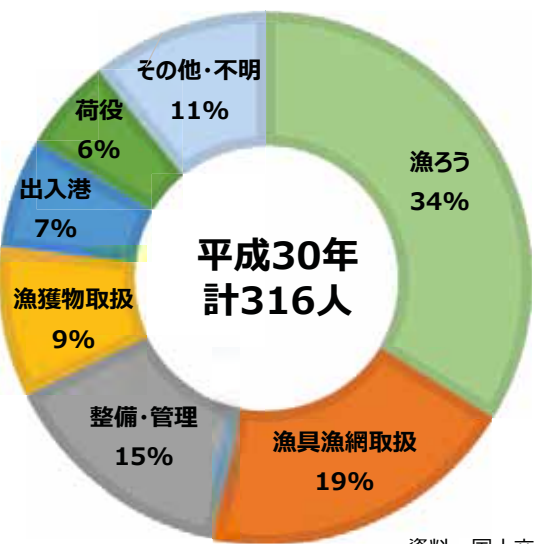
林業における事故原因の内訳（死傷災害）



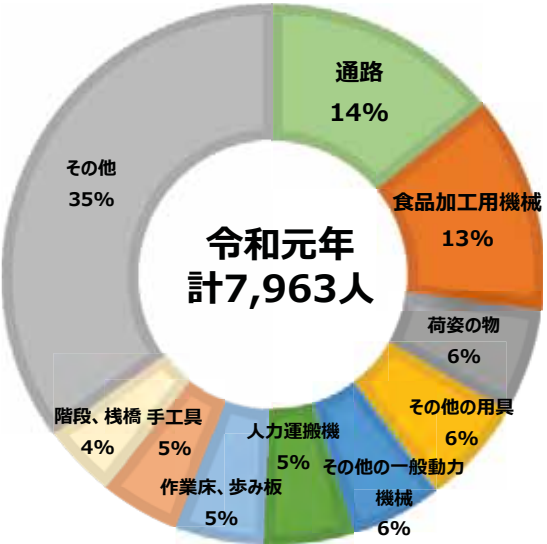
木材・木製品製造業※における事故原因の内訳（死傷災害）



漁業における事故原因の内訳（死傷事故）



食品製造業における事故原因の内訳（死傷災害）



1 背景・現状（2）事故の発生状況 ④年齢層別・他産業との比較

- 農林漁業においては、他の産業と比べ、高齢者層における死亡事故発生率（千人率）が高い傾向にある。また、非高齢者層と高齢者層の千人率の差が大きい。
- このため、これらの業種において死亡事故を減らすためには、高齢者対策を重点的に進めて行くことが必要。

○各業種における高齢者の就業状況と死亡事故の発生状況（H30年）

		就業者数（万人） A					死亡者数（人） B					千人率 C = B÷A×1000		
		うち非高齢者			うち高齢者		うち非高齢者			うち高齢者			うち 非高齢者	うち 高齢者
			構成比		構成比		構成比		構成比					
農業		202	96	47.5%	105	52.0%	274	37	13.5%	237	86.5%	0.14	0.04	0.23
林業		7	6	85.7%	2	28.6%	40	15	37.5%	25	62.5%	0.57	0.25	1.25
木材・木製品製造業（家具除く）		14	11	78.6%	2	14.3%	11	9	81.8%	2	18.2%	0.08	0.08	0.10
漁業		2.4	1.9	81.5%	0.4	18.5%	11	6	54.5%	5	45.5%	0.47	0.31	1.14
食料品製造業		128	104	81.3%	24	18.8%	11	5	45.5%	6	54.5%	0.01	0.00	0.03
（参考）	建設業	268	218	81.3%	50	18.7%	309	185	59.9%	124	40.1%	0.12	0.08	0.25
	製造業	803	710	88.4%	93	11.6%	183	144	78.7%	39	21.3%	0.02	0.02	0.04
	全産業	4,998	4,320	86.4%	678	13.6%	909	566	62.3%	343	37.7%	0.02	0.01	0.05

出典 ・ 就業者数
農業、林業、木材・木製品製造業（家具除く）：総務省「労働力調査」2018年 II－2－1 年齢階級、産業別就業者数
漁業：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告集計書」
食料品製造業、建設業、製造業、全産業：厚生労働省「雇用動向調査」2018年 第3表 就業形態、産業（中分類）、性、年齢階級別常用労働者数
・ 死亡者数
農業、林業、木材・木製品製造業（家具除く）、漁業：農林水産省調べ
食料品製造業、建設業、製造業、全産業：厚生労働省「死亡災害報告」による死亡災害発生状況（平成30年確定値）

※ 非高齢者/高齢者の区分については、統計の都合上、便宜的にそれぞれ以下の区分を用いている。
65歳：農業、林業、木材・木製品製造業（家具除く） 60歳：漁業、食料品製造業、建設業、製造業、全産業
※ 就業者数について、ラウンドの関係で、合計欄と各欄の合計が一致しない場合がある。

1 背景・現状（3）農林水産業・食品産業の作業安全に関する法的位置づけ等

- 労働災害の防止については、労働安全衛生法等において、教育や安全対策等についての業種を横断したルールを規定。
- しかし同法等においては、労働者以外の作業事故は対象外であるほか、小規模な農林水産事業者等については例外的な扱いとなっている場合がある。

	一般規定	林業	農業	水産業	食品産業
原則	事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。＜労働安全衛生法第3条第1項＞	（事業主や同居の親族等は、 労働安全衛生法の適用対象外 ＜労働安全衛生法第2条第2号＞）			
教育	事業者は、労働者に対し、業務に関する以下の教育を行うことが義務。 ①機械等の危険性、取扱方法 ②安全装置又は保護具の性能、取扱方法 ③作業手順 ④作業開始時の点検 ⑤業務に関連する疾病の原因と予防 ⑥整理・整頓・清潔の保持 ⑦事故時の応急措置及び退避 等 ＜労働安全衛生法第59条第1項、同施行規則第35条＞		左記①～④の事項に関する教育は 省略可能 。		
特別教育	事業者は、厚労省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、特別の教育を行うことが義務。 ＜労働安全衛生法第59条第3項、同施行規則第36条＞	対象となる当省関係の業務の例： ①ショベルローダー（1t未満）、機械集材装置等の運転 ②伐木等機械の運転 ④チェーンソーを用いる伐木、かかり木処理、造材 ⑤小型ボイラーの取扱い ⑥酸素欠乏危険場所での作業 等			
安全衛生管理体制	事業場の業種や規模に応じ、安全衛生管理体制を構築するための責任者や担当者などの配置を事業者に義務付け。 ＜労働安全衛生法＞	安全管理者の選任、安全委員会の設置等について、充実した体制整備が義務。			
労災保険	労働者を1人でも雇った会社は、労災保険への加入が必要。 ＜労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律＞	小規模な個人経営の農林水産業の一部については 労災保険加入は任意 。			
事故情報の収集	労働災害が発生した場合、事業主は「労働者死傷病報告書」を労働基準監督署に提出することが義務。 ＜労働安全衛生規則第97条＞	（労働者を雇用しない事業所における作業事故については、 労働者死傷病報告書による報告の対象外 。）			
団体	法に基づく団体（中央労働災害防止協会：中災防）のほか、指定4業種（建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、 <u>林業・木材製造業</u> ）の団体が法に基づいて設立され、取組を実施。 ＜労働災害防止団体法＞	法に基づく団体（林業・木材製造業労働災害防止協会）が取組を実施。	中災防の会員となっている団体はなし。		一部の団体が中災防の会員となり、取組を実施。
個別業界に関する立法措置	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」により、請負契約における安全経費の適切な計上、責任体制の明確化、一人親方対策等を推進。	（なし）			

10

1 背景・現状（４）労働者災害補償保険（労災保険）について

- 小規模な農林水産事業者等は労災保険の任意加入が、中小事業主や一人親方等は特別加入が可能。
- 特別加入率（推計）は農業、水産業では1割未満に留まるほか、加入に必要な特別加入団体の設立も不十分な状況。

（１）労災保険の強制加入と適用除外

一人でも労働者を雇用した事業所は労災保険が強制適用されるが、個人経営の小規模な農林水産業者の一部※は、労災保険の加入が任意。また、事業主は労災保険の対象外。

- ・農業・畜産業・養蚕業：常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業（一定の危険有害な作業を行う事業は除く）
- ※・林業：労働者を常時使用せず、年間使用延べ労働者が300人未満である個人経営の事業
- ・水産業：労働者が常時5人未満で、総トン数5トン未満の漁船などによる個人経営の事業（一定の水面に限る）

（２）労災保険の特別加入

労働者と同様に危険な作業を行う中小事業主や、小規模な農林水産業の事業者における危険な作業の従事者、個人の林業・漁業の事業主（一人親方）等は、労働者に準じて保護することが適当であることから、労災保険の特別加入が可能。

（３）労災保険特別加入の種類

- ① 中小事業主等
300人以下の労働者を常時使用する事業主及びその家族従事者等
- ② 一人親方その他の自営業者
労働者を使用しないで漁業、林業、建設業等の事業を行う自営業者等
- ③ 特定作業従事者
一定の機械作業、2 m以上の高所作業、サイロ等の酸素欠乏危険場所での作業、農薬散布、家畜に接触する作業の従事者等

○労災保険特別加入の加入状況（平成30年度末時点）

	①中小事業主等	②一人親方等	③特定作業従事者	計	加入率（推計）
農業	31,412	—	97,879	129,291	8%
林業	2,860	1,732	—	4,592	38%
木材・木製品製造業 （家具を除く）	11,607	—	—	11,607	79%
水産業	5,958	1,688	—	7,646	8%
食品産業	19,672	—	—	19,672	— ※

出典：厚生労働省資料
加入率は農林水産省推計
H27国勢調査に基づき、分母となる対象者数を推計し、それに基づいて算出。
※ 食品産業については、分母となる対象者数が推計できないため、加入率も算出困難。

2 事故の事例 ①農業

Case1

トラクタにトレーラをけん引して果樹園から剪定枝を運んでいる途中、下り坂の農道でスリップし、土手に乗り上げ転倒

1. 事故概況

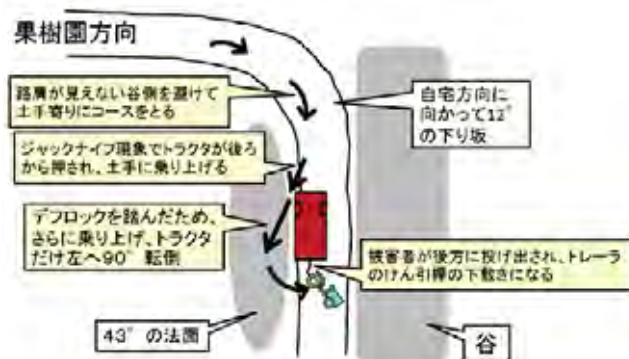
小雨中、トラクタ（16PS、4輪駆動、安全フレーム無し）にトレーラをけん引し、剪定枝を摘み、丘の上の果樹園から農道（幅2,1m 左右に0.9mの路肩）を下った際、90度のカーブを曲がりきったところで、農道を右寄りに進路を取ったところ、トラクタがスリップし土手に乗り上げ、転倒。被災者は後方に投げ出され、トレーラのけん引棒の下敷きになり、胸部圧迫。

2. 被害データ

80歳後半の男性 肺圧迫、肋骨3本を骨折



事故を起こしたトラクタ
(事故後も使用)



事故発生時の想定図

Case2

刈払機で排水路の法面を草刈り作業中、草に隠れていた異物に刈刃が当たり、チップが欠け散って右手首を負傷

1. 事故概況

小麦収穫後、刈払機（肩掛け式、固定式スロットル）で排水路の法面の草刈り作業中、鉄製のアングル（杭）が雑草の中に隠れており、気づかずに刈刃を当ててしまった。刈刃のチップが欠け飛び、被災者の右手首、顔にあたり、手首に当たった物は、皮膚から10～20mm奥まで入り込んでしまった。

2. 被害データ

50歳前半の男性 右手首貫入創



事故現場の状況



突き出たアングル（杭）



使用していた刈払機

2 事故の事例 ②畜産業

Case1

トラクター・ショベルを運転中、牛舎の梁と運転席との間に挟まれ、死亡

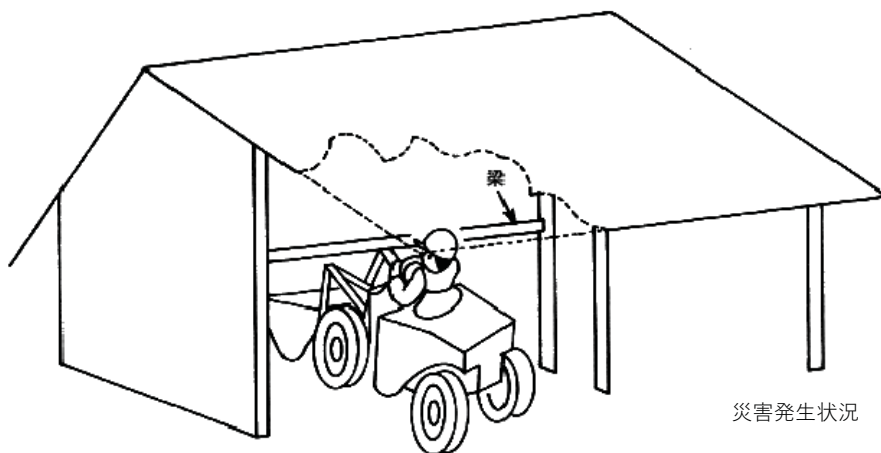
1. 事故概況

機体重量2.9トンのトラクター・ショベルにより牛舎の堆肥を堆肥小屋に運ぶ作業において、約2mの高さの梁と運転席との間に運転者が挟まれた。被災者が事務所に戻らないため、他の作業者が探しに行き、牛舎でトラクター・ショベルの運転席に倒れている被災者を発見した。

被災者は1カ月前から勤務しており、20日前からトラクター・ショベルを用いた牛舎の清掃の業務に就いていたが、車両系建設機械の運転に係る特別教育を受けておらず、また技能講習を受講していなかった。

2. 被害データ

死亡



Case2

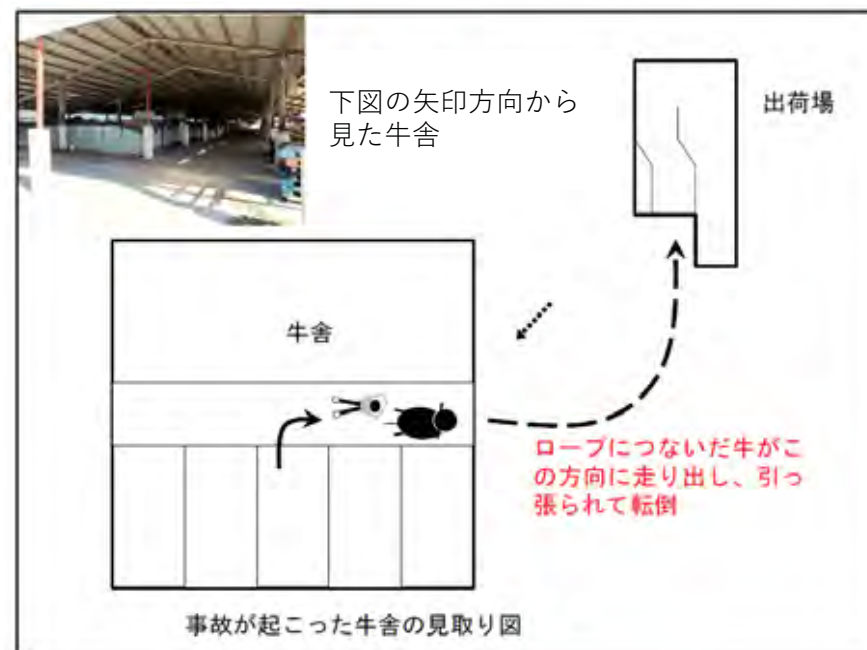
肥育牛の出荷時に、ロープにつないだ牛が走り、引っ張られて転倒、骨折

1. 事故概況

肥育牛の出荷の際に、牛舎から出荷待機場まで、牛に鼻環とロープをつけて、牛の左斜め後でロープを持って移動していた。牛が突然走り出したが、ロープを離さなかったので、前に強く引かれて転倒して、胸を打った。

2. 被害データ

右肋骨2本骨折、復帰まで1カ月



2 事故の事例 ③林業

Case1

かかり木のかかった木を伐倒作業中、かかり木が落下して作業員を直撃し、死亡

1. 事故概況

山林の上方で伐倒した立木が、かかり木となった。かかり木はかかられた木の谷側にかかっており、その処理のため、かかられた木を伐倒することとし、かかられた木の山側に位置して伐倒作業を行った。かかられた木は谷と平行の方向に倒れたが、かかり木はかかられた木の山側に落下した。被災者はかかられた木が倒れ始めても、伐倒位置から動かなかったため、落下したかかり木が被災者を直撃した。

2. 被害データ

事業者・作業員計7人で作業し、うち1名が死亡



事故現場のイラストイメージ

Case2

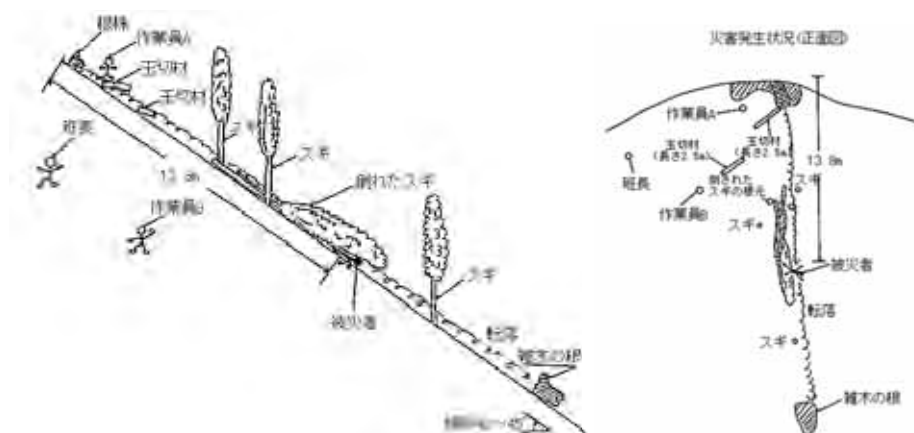
玉切りした根株が地ごしらえ中の被災者に落下し直撃、死亡

1. 事故概況

尾根近くにある根返りした二又の雑木(根元直径50センチおよび25センチの二又状)の玉切り作業に取りかかり、まず二又状の下側の木を玉切りし、次いで上側の木の根元から50センチのところを玉切りしたところ、「ミシミシ」と音がした。根株部分が崩れる危険があるため、下方で作業中の作業員へ逃げるように叫んだと同時に根株部分とその周囲の土石が崩れ、斜面を転がりはじめた。被災者は退避しようとしたが、斜面(傾斜角約40~45度)を転がり落ちてきた根株や、根株に倒されたスギ等に当たり、死亡。

2. 被害データ

3名で作業、うち1名が死亡



2 事故の事例 ④木材・木製品製造業（家具を除く）

Case1

製材工場において、丸太皮むき器の歯車部へ注油作業中、歯車に巻き込まれ、死亡

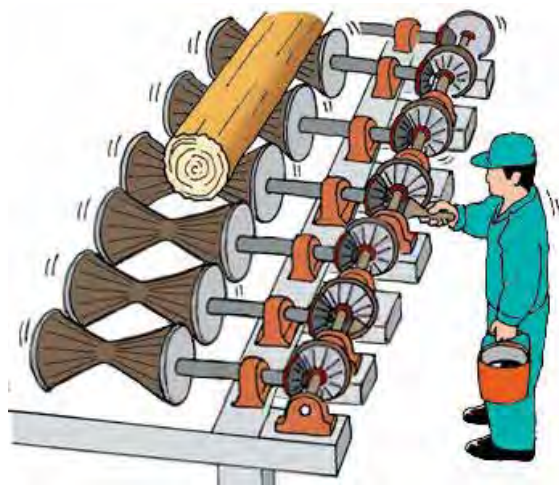
1. 事故概況

災害発生当日、工場内では7名が作業を行っていたが、皮むき機の操作担当者である被災者は、1人で屋外に設置されている皮むき機による作業を実施。

皮むき機には、丸太を送るための動力を伝達する歯車が全部で16個あり、ラインに沿って一列に並んでいる。被災者は、皮むき機を動かしながら歯車にグリスを注油していたところ、歯車に触れ巻き込まれて、死亡。

2. 被害データ

被災者は死亡



事故現場のイラストイメージ

Case2

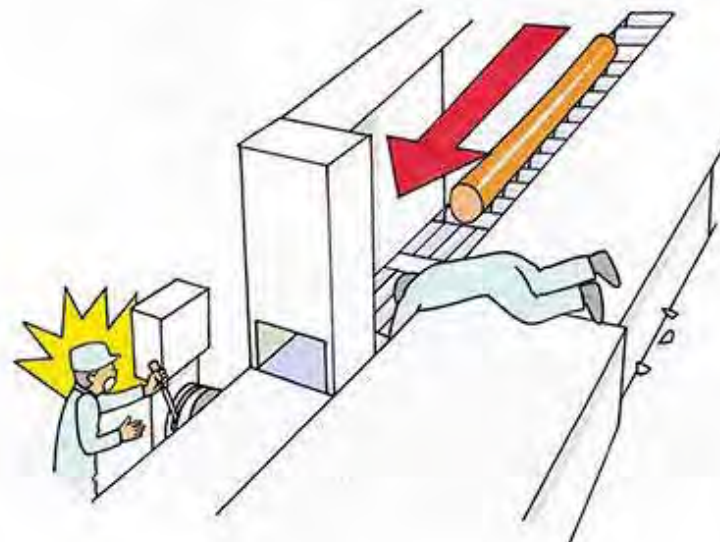
製材工場において、自動送材車式帯のご盤の清掃を行っていた際、送材車にはさまれ、死亡

1. 事故概況

被災者は、自動送材車式帯のご盤の操作盤前の木製床板を取り外し、木製床板下の穴に溜まったおが屑を取り除く清掃作業を行っていた際、当該帯のご盤の操作者が被災者に気づかず送材車の運転を開始したため、被災者は、送材車と床にはさまれ、死亡。

2. 被害データ

被災者は死亡



事故現場のイラストイメージ

2 事故の事例 ⑤漁業

Case1

スケトウダラ漁で帰港途中の漁船が転覆し、乗組員が行方不明に

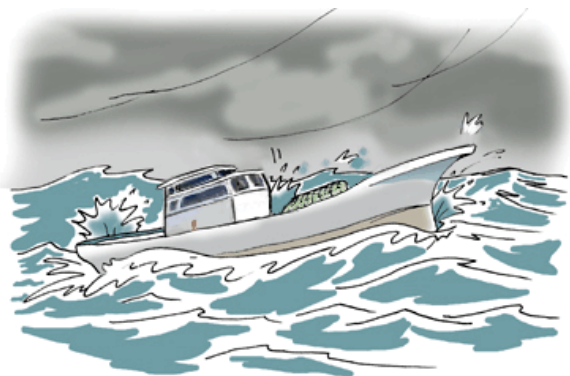
1. 事故概況

5隻の漁船で沿岸の漁場に出港。出港後30分で船は予定地点に到着したので、乗船していた3名は海に仕掛けていた刺し網を揚げる作業（揚網）を開始。揚網作業は、翌朝の午前1時頃に終了し、船は僚船とともに帰港を開始。その途中、出港した漁船同士で連絡を取り合っていたが、連絡が途絶え、レーダーからも影が消えた。

組合所属の各漁船で、付近を捜したところ、転覆している船を発見。乗組員3名が行方不明となった。

転覆した漁船は、巻き上げた網のほかに、魚を15t程度積むことができるが、甲板には2t程度とし、それ以上は船倉に保管。また、乗組員の人数分の救命胴衣が常に用意されていたが転覆した船内から発見された。

なお、漁当日は、低気圧が接近しており、予定を2時間早めたが、海上は風が強く、波も高く荒れていた。



事故海上のイラストイメージ

Case2

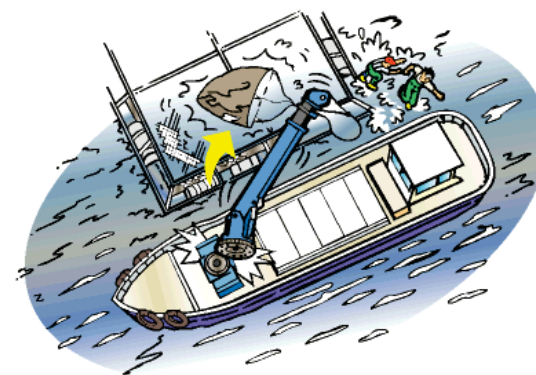
養殖場でクレーン船により魚の消毒作業中、ジブが倒壊し、作業員が負傷

1. 事故概況

魚の消毒作業は、「いけす」の魚に付着している細菌等を洗い落とすもので、その手順は、クレーン船を「いけす」に横付けし、取り網でクレーン船側に魚寄せ集め、タマ網で真水を注入したシートに魚を投入して洗浄後、再びクレーンで吊り上げ「いけす」に戻すものであった。災害当日は、「いけす」3台分の消毒作業を終え、4台目の消毒作業に取り掛かり、タマ網を吊り下げたクレーンを旋回させた時、クレーンの上部旋回体を支える下部フレームの取付けボルトが破断し、ジブが「いけす」の枠方向に倒壊。これを見た作業中の二人が、「いけす」の枠上から海中に飛び込もうとしたときに「いけす」の鉄パイプ製の枠に顔面等を打ちつけ負傷。

2. 被害データ

2名が顔面を負傷し、休業



事故現場のイラストイメージ

2 事故の事例 ⑥食品産業

Case1

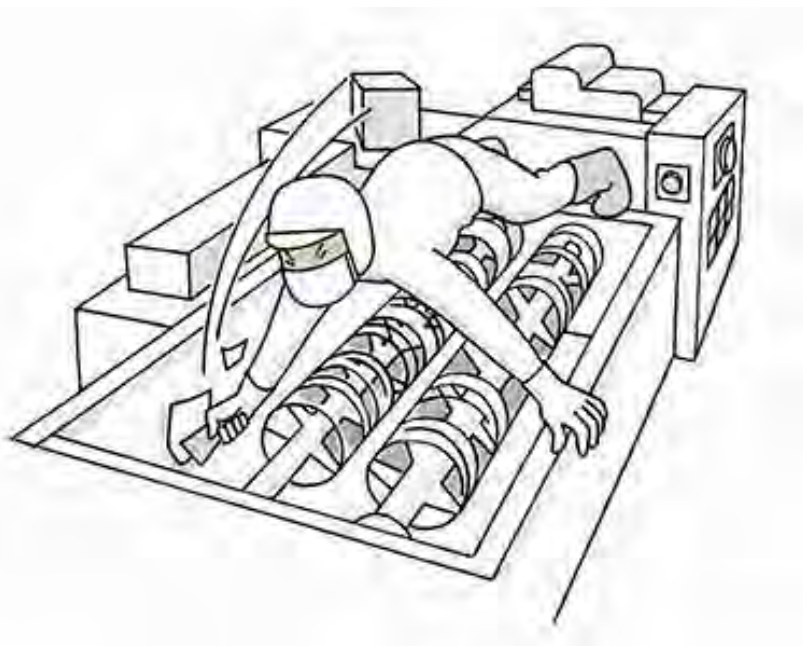
食品加工用混合器内のそば粉などの原材料を掻き落とそうとして、腕が攪拌軸に巻き込まれた

1. 事故概況

被災者は、食品加工用混合機(ミキサー)を用いてそばの生地を製造作業中、機械内に飛び散り、側壁に張り付いたそば粉等の原材料を掻き落としていたところ、運転を停止させず、同機械の内部では攪拌軸が回転している状態であったことから腕が攪拌軸に巻き込まれた。

2. 被害データ

被災者は死亡



事故現場のイラストイメージ

Case2

食品加工工場で、魚を加工する網の洗浄槽に転落し死亡

1. 事故概況

災害発生当日、責任者から網の消毒洗浄をするよう指示された被災者は、洗浄槽のバーナーに点火し、洗浄液を70℃近くまで加温。その後、網が入ったコンテナを洗浄液の中に浸した後、コンテナを引き上げようとしたとき、足を滑らせて洗浄槽に転落。

洗浄槽の脇で作業をしていた同僚の作業者がこれに気づき、直ちに被災者を洗浄槽から引き上げたが、火傷を負っており、搬送された病院で死亡。洗浄槽の周囲は洗浄液や魚油がこぼれており、そのぬめりで滑りやすくなっていた。

なお、洗浄槽の周囲には作業者が転落することを防止するための柵等はなく、作業者が安全帯を使用するための設備もなかった。



事故現場のイラストイメージ